

ともにつくろう みんなの夢大地

さらべつ議会

令和4年11月10日 発行／更別村議会 編集／議会運営委員会

182



農作物の生育状況を調査

8月26日、産業文教常任委員会の所管事務調査が行われ、農作物の生育状況について説明を受けた後、現地調査を行いました。

議会日誌……………10

委員会レポート……………9

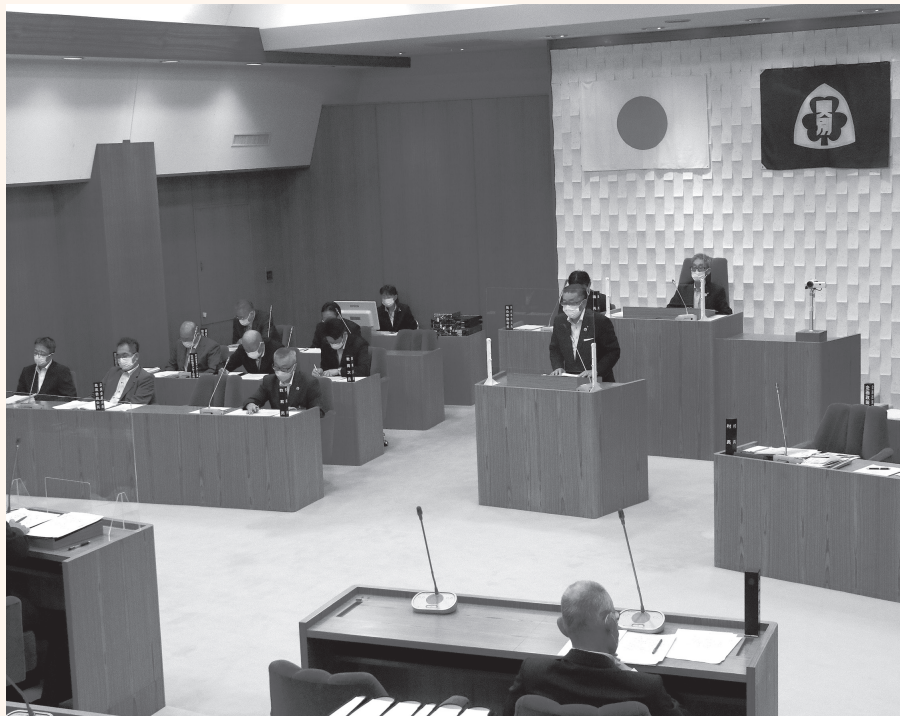
一般質問……………6
1人の議員が2項目に
ついて質問

審議結果……………5

第3回定例会……………2
令和3年度決算を認定

令和3年度 一般会計・特別会計 決算を認定

第3回 定例会



令和4年第3回定例会は、9月12日から21日までの10日間の会期で行われました。

開会日の12日は、報告2件、人事案件、条例の改正7件、一般会計ほか2特別会計の補正予算が審議されました。

また、一般会計ほか5特別会計決算の認定については、14日、15日の2間にわたり審議されました。

最終日の20日は、一般会計及び国民健康保険特別会計補正予算（追加提案）、意見書案2件が審議されるとともに、1人の議員が2項目の一般質問を行い、村長の見解を質しました。

提案された議案等はそれぞれ可決され、会期を1日残して閉会しました。

9月12日審議分

■報告

▼損害賠償の額の決定における専決処分額の報告

公用車の接触により損害を与えた交通事故の損害賠償額の決定について、村が専決処分をした旨、議会に対して報告されました。

▼令和3年度財政健全化判断比率及び公営企業に係る資金不足比率の報告

本村の財政状況を客観的に表し、財政の健全化や再生の必要性を判断する各指標等について、令和3年度決算においては、健全段階と判定された旨の内容が議会に対して報告されました。

■任命同意

▼教育委員会委員の任命同意

教育委員の任期満了に伴い、次の方の任命に同意しました。

上更別区 本間靖人氏

■条例の改正

▼議会議員及び村長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例制定

公職選挙法施行令の改正により、選挙運動用自動車の借入契約における各日の支払限度額など条例に定める単価を、国に準じた単価に改めるものです。

▼職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定

地方公務員の育児休業等に関する法律の改正による育児休業の取得回数制限の緩和等に伴い、任期付職員が任期の更新等があった場合の規定を整備するなど、関係する条文を改めるものです。

▼ふるさと館管理条例の一部を改正する条例制定

村内5か所の公共施設において個人使用時に利用できる

共通回数券を廃止し、令和5年4月1日から、ふるさと館屋内広場の専用回数券を新設するため、条例を改めるものです。

▼福祉の里総合センター設置条例の一部を改正する条例制定

ふるさと館管理条例の一部改正と同様に、福祉の里総合センター健康増進室の専用回数券を新設するため、条例を改めるものです。

▼柔剣道場条例の一部を改正する条例制定

▼農業者トレーニングセンター設置条例の一部を改正する条例制定

▼コミュニティプール設置条例の一部を改正する条例制定

教育委員会では、民間の効率的・効果的な手法の活用による施設の利用促進と住民の健康増進を目的に、柔剣道場、農業者トレーニングセンター、コミュニティプールの3施設について、令和5年度からの指定管理者制度の導入に向け準備を進めています。

各施設の管理運営を指定管理者に行わせることができる

よう、また共通回数券を廃止し、専用の回数券（プールについては回数券と1か月券）を新設するため、各施設の条例を改めるものです。



来年度から指定管理者制度の導入へ

■補正予算

▼一般会計補正予算並びに特別会計補正予算

飼料価格の高騰対策として酪農家と養鶏農家を支援する酪農飼料価格高騰対策事業や、支給基準の見直しを行った福祉灯油等助成事業、原油・物価高騰に伴う生活支援対策として高齢者世帯等生活支援給付金などの追加を主とする一般会計、ほか2特別会計の補正予算が提案され、それぞれ原案どおり可決されました。（補正額は4頁に掲載）

9月14・15日審議分

■決算認定

▼令和3年度一般会計歳入歳出決算認定

▼令和3年度国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定

▼令和3年度後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定

▼令和3年度介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定

別会計歳入歳出決算認定

▼令和3年度簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定

▼令和3年度公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定

令和3年度における一般会計並びに特別会計・企業会計の歳入歳出決算書について、地方自治法の規定に基づき監査委員の意見書を付して提出され、2日間わたる審議の結果、全て認定されました。

(1万円未満切り捨て)

◆ 令和3年度各会計決算 ◆

会 計 区 分			歳 入	歳 出
一 般 会 計			55億1,366万円	53億202万円
特 別 会 計	国保会計	事 業 勘 定	5億5,462万円	5億4,448万円
		診療施設勘定	3億1,864万円	3億1,854万円
	後期高齢者医療事業		5,648万円	5,609万円
	介護保険	事 業 勘 定	3億8,738万円	3億7,756万円
		サービス事業勘定	275万円	272万円
	合 計		68億3,356万円	66億144万円
企 業 会 計	簡 易 水 道 事 業		2億7,663万円	2億9,201万円
	公 共 下 水 道 事 業		2億6,124万円	2億9,659万円

■ 監査委員の審査意見 ■

監査委員は、毎会計年度、村の決算が正しく行われているか審査し、村長に意見書を提出します。村長は、監査委員の意見書を付けて、決算書を議会に提出し認定を受けます。

<意見書（審査結果）の概要>

令和3年度一般会計ほか3特別会計の歳入歳出決算に関し、各会計歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書等に基づき審査を行い、また、2つの公営企業会計決算に関し、決算報告書、財務諸表、事業報告書等に基づき審査を行った結果、計数に誤りは認められなかった。

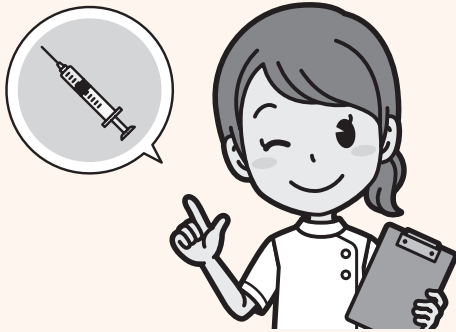
また、健全な財政運営に努めるとともに、基金の運用についても適正に執行されていたと認められた。

9月20日審議分

■補正予算

▼一般会計補正予算並びに特別会計補正予算（追加提案）

新型コロナウイルス対策として、オミクロン株対応ワクチンの接種に伴う体制確保等に要する経費の追加を主とする一般会計補正予算、並びに新型コロナウイルス患者対応の増加に伴う職員人件費等の追加を主とする国民健康保険特別会計補正予算が提案され、それぞれ原案どおり可決されました。



■補正予算の内訳

【第3回定例会(9/12～20)】

(1万円未満切り捨て)

会 計 区 分		補正額	補正後の予算額	主な増減内容
一般会計(第5号)		1億2,276万円	58億5,903万円	・前年度繰越金確定に伴う財政調整基金の追加 ・福祉灯油等助成事業の追加 ・高齢者世帯等生活支援給付金の追加 ・酪農飼料価格高騰対策事業助成金の追加 ・賃貸住宅建設費助成金の追加
一般会計(第6号・追加提案)		641万円	58億6,544万円	・新型コロナ ワクチン接種体制確保等経費の追加
特別会計	国民健康保険			
	事業勘定(第2号)	1,197万円	5億7,680万円	・国民健康保険事業基金積立金の追加
	診療施設勘定(第2号)	389万円	3億5,293万円	・新型コロナ P C R 検査等検査委託料の追加
	診療施設勘定(第3号・追加提案)	197万円	3億5,491万円	・新型コロナ患者対応の増加に伴う職員人件費の追加
	介護保険事業			
	事業勘定(第2号)	981万円	3億8,756万円	・過年度過誤納還付金の追加

意見書

第3回定例会において

意見書2件を可決

○国土強靱化に資する
社会資本整備等に関する意見書

北海道の強みである「食・観光」の潜在力の発揮や平常時・災害時を問わない基盤の確立に向け、防災・減災、国土強靱化に資する社会資本整備が必要ことから、必要な予算の確保等を要望するものです。

■提出者／織田忠司

■賛成者／遠藤久雄、小谷文子、松橋昌和、

太田綱基、安村敏博

■提出先／衆、参、総、務、財、交、強

○水田活用の直接支払交付金の

見直しの中止を求める意見書

直接支払い交付金の見直しにより、対象から除外される水田が多数発生し、生産者に多大な影響を与えることから、生産者の意欲向上と食料自給率引き上げのため見直しを中止するなど、所要の対策を講ずるよう求めるものです。

■提出者／遠藤久雄

■賛成者／松橋昌和、安村敏博

■提出先／衆、参、総、財、外、農

○提出先＝衆：衆議院議長、参：参議院議長、総：内閣総理大臣、財：財務大臣、務：総務大臣
外：外務大臣、農：農林水産大臣、交：国土交通大臣、強：国土強靱化担当大臣

第3回定例会（9月12日～20日）審議した議案と各議員の賛否

※高木修一議長は採決には加わりません。
 ※太田綱基議員は欠席のため「-」と表示しています。

種類	件名	遠藤久雄	小谷文子	松橋昌和	太田綱基	安村敏博	織田忠司	審議結果
報告	損害賠償の額の決定における専決処分の件				-			報告済
	令和3年度財政健全化判断比率及び公営企業に係る資金不足比率の報告の件				-			報告済
議案	教育委員会委員の任命につき同意を求める件	○	○	○	-	○	○	同意議決
	議会議員及び村長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例制定の件	○	○	○	-	○	○	原案可決
	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定の件	○	○	○	-	○	○	原案可決
	ふるさと館管理条例の一部を改正する条例制定の件	○	○	○	-	○	○	原案可決
	福祉の里総合センター設置条例の一部を改正する条例制定の件	○	○	○	-	○	○	原案可決
	柔剣道場条例の一部を改正する条例制定の件	○	○	○	-	○	○	原案可決
	農業者トレーニングセンター設置条例の一部を改正する条例制定の件	○	○	○	-	○	○	原案可決
	コミュニティプール設置条例の一部を改正する条例制定の件	○	○	○	-	○	○	原案可決
	令和4年度一般会計補正予算（第5号）の件	○	○	○	-	○	○	原案可決
	令和4年度一般会計補正予算（第6号）の件	○	○	○	-	○	○	原案可決
	令和4年度国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の件	○	○	○	-	○	○	原案可決
	令和4年度国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の件	○	○	○	-	○	○	原案可決
	令和4年度介護保険事業特別会計補正予算（第2号）の件	○	○	○	-	○	○	原案可決
認定	令和3年度一般会計歳入歳出決算認定の件	○	○	○	-	○	○	認定議決
	令和3年度国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件	○	○	○	-	○	○	認定議決
	令和3年度後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定の件	○	○	○	-	○	○	認定議決
	令和3年度介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件	○	○	○	-	○	○	認定議決
	令和3年度簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件	○	○	○	-	○	○	認定議決
	令和3年度公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件	○	○	○	-	○	○	認定議決
意見書	国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書の件	○	○	○	-	○	○	原案可決
	水田活用の直接支払交付金の見直しの中止を求める意見書の件	○	○	○	-	○	○	原案可決

◆ 次回の定例会は ◆

12月12日(月)
午前10時開会予定

【傍聴時のお願い】

マスクの着用、手指消毒、
 検温にご協力ください。

※インターネットからも議会
 中継をご覧になれます！



議会中継QRコード

一般質問



1人の議員が
2項目について質問

■ 一般質問とは ■

議員個人が村の事務の執行状況や将来に対する考え方などの報告や説明を村長などに求め、村が村民のために適切な村政運営を進めているかを議員がチェックするものです。質問は、議案とは関係なく村政全般について認められています。

更別村議会では、効率的な議会運営を目的に、質問する議員があらかじめ議長に質問の趣旨などを知らせる「通告制」を採用し、議員はその内容に沿って質問します。

また、質問の方式は、一問一答方式で、1項目ごとに質問と答弁を行います。質問時間は質問と答弁を合わせて1人90分以内、質問回数は1項目3回までとしています。

なお、ナイター議会は現在実施を見合わせています。

ページ	質 問 事 項	質問議員
7	孤独死防止に向けた共助体制確立の必要性について	安 村 敏 博
8	農業者への生産資材高騰に対する支援について	

孤独死防止に向けた共助体制確立の

必要性について

村長——行政区活動など人のつながりを重視した体制を充実させる



安村議員

安村議員 「孤独死」につき

ましては、近年特に問題視されつつありますが、残念ながら孤独死の問題点やリスクについて社会的議論が積極的に成されていないのが現実です。

最近のデータでは首都圏を中心に少なくとも全国で年間三万人を超えているとの推測報告があります。少子高齢化を起因とする一人暮らしや60歳を超えた人のコミュニティの欠如、孤立化による死亡が増加要因との指摘もあります。

残念ながら、本村での孤独死についても近年増加傾向にあり、大変憂慮される事態であると受け止めており、具体的対策の必要性を感じています。実態調査件数では、令和

2年3件、令和3年1件、令和4年は既に5件発生し緊急事態であります。特に、賃貸住宅での孤独死が多くなっています。このような実態を踏まえ、本村における住民の健康、生活と命を如何に守って行くか真剣に取り組む必要があると考えます。

そこで、孤独死に対する未然防止を図る意味からも、何らかの施策を講ずる必要があります。現状把握と取り組むべき方策について質問致します。

①村内孤独死増加の現状に鑑み、要因分析並びに実態把握と問題点並びに課題点について所見を求めます。

②孤独死の未然防止の一環として、関係機関の連携強化による組織化や地域コミュニティの強化、住民連携による共助体制の確立が必要だと考えますが、体制整備の必要性について見解を求めます。

2年3件、令和3年1件、令和4年は既に5件発生し緊急事態であります。特に、賃貸住宅での孤独死が多くなっています。このような実態を踏まえ、本村における住民の健康、生活と命を如何に守って行くか真剣に取り組む必要があると考えます。

村長

近年、全国的課題となつている少子高齢化により、高齢者世帯、特に高齢者の独居世帯の増加など支援が必要とされる方が増えてきている現状にあり、残念ながら村内でも、一人暮らしの高齢者がご自宅でお亡くなりになる事例が発生しております。

「孤独死」については定まつた定義がありませんが、ご家族、知人、地域や行政など関係機関の誰とも関わりがなくなり、社会的に孤立している状態で、一人暮らしの高齢者が誰に看取られることなくご自宅でお亡くなりになるようなことは、あつてはなりません。

ご質問でご指摘の実態調査件数の実態は、いずれもご家族、知人、地域や行政など関係機関がなんらかの関わりを持っていたなかでのことではあります。一人暮らしの方々の見守りについては大きな課題となつています。

村の取組としては、住民主体で活動を行う生活支援体制整備事業「ささえ愛さらべつ」、村内で配送等に係る事業者の方々と協定、異変を察知した際は村保健福祉課へ連絡してもらつた高齢者見守り活動など、村内関係団体との連携による様々な「共助」の取り組みを行っています。

また、今年の5月から活動しているコミュニティナースは、地域の人の暮らしの身近な存在として「毎日の嬉しいや楽しい」ことや、「心と体の健康と安心」を地域のひとと一緒につくっていく活動を進めており、まずは農村地区の高齢者、特に一人暮らしの方々を対象に訪問を開始しています。しかし、一人暮らしの方は生活の多くの時間は一人で過ごすことが多く、急な体調の変化に対応することが困難なことが想定されます。

村では、24時間・365日対応の緊急通報システムを導入していますが、さらに、更別村スーパードレッシング構想、「ひやくワクサービス」における見守りサービスでは、ウ

エアラブルウォッチを活用して位置情報や心拍数など健康データを計測、異常があればご家族に通知が可能なサービス、また、スマートメーターによりご自宅での家電製品の利用データにより生活状況を24時間モニタリングデータで閲覧でき、電力が使われていない場合はご家族への通知が可能なサービスなどに取り組んでおります。

しかしながら、異常を感知したときに、速やかに対応できる体制が必要となりますので、ご家族や知人、住んでいる地域での一番身近な存在である行政区活動など、地域コミュニティで人と人とのつながりを重視した体制をより充実させていくことが大変重要であり、これは、高齢者だけでなく、障がい者や子どもたち、子育て世代など多世代の見守りにつながる活動となります。

これからも、100歳までワクワク、世代を超えてみんなでつながり合う、幸せな地域づくりを進めてまいります。

農業者への生産資材高騰に対する支援について

長——国・道支援策の適正な活用を努め、効果的な対策を実施する

安村議員

新型コロナウイルス

スの蔓延による消費動向の低迷に加え、逼迫する国際情勢下の中にあつて、農業の生産基盤の根本となる生産資材等の高騰は経営を圧迫することは必然であります。生産資材の多くを輸入に頼っている我が国にとって、燃油・肥料・飼料などの価格高騰は農業経営継続への死活問題であります。

本村の基幹産業である農業は、安心・安全な農畜産物の生産と生産コスト低減を図るため、堆肥の造成、緑肥の導入、輪作体系の順守など農業者のため努力により成り立っています。そのような中にあるものの諸資材高騰は、農業者の経営継続に大きな影響を及ぼすとともに、経営が立ち行かない事態に直面され、農業者の不断の努力だけでは解決できない事態となっています。加えて、日本特有の価格システムを反映してなのか農畜産物価格へのコスト吸収が極めて厳しい実情にもあり、この状況が続けば農業戸数、従事者は間違いなく減少することとなります。

将来に向けての自給率の向上対策は当然のこと、農業者が希望をもって営農を継続可能にするためにも、国・道への対策要請による現状打開を図るとともに、本村農業の実情を踏まえ村独自のきめ細かな対策を講ずることも重要であると思われませんが、村独自の支援対策について村長の見解をお示しいただきたい。

村長

安心・安全な農畜

産物の生産、生産コストの低減に向け、日々たゆまぬ努力を尽くされている農業者の皆様に對しては心からの敬意を表するところであり、現在生じている諸資材高騰という緊急事態についても真摯に対応

してまいります。

現在肥料については、深刻化するウクライナ情勢や中国の輸出規制、穀物価格の上昇などにより肥料原料の需給がひっ迫し、尿素やりん安などが主要輸入原料が高騰すると共に円安進行の影響もあり、価格のみならず原料の調達面も含め非常に厳しい状況下にある事が伝えられており、ホクレンでは令和3肥料年度対比78・5%の値上げが発表されました。このような化学肥料の高騰は、平成20年にも発生しているところです。また、配合飼料についても原料となる穀物価格が干ばつによる不作などの影響や中国での配合飼料需要の急速な拡大により、急上昇しています。

このことから、配合飼料に對しては「配合飼料価格安定制度」による補てん金が「異常補てん」・「通常補てん」共に発動されていますが想定外

の価格高騰により、令和4年度第1四半期の給付において各補てん金の基金が枯渇し異常補てん基金が急遽積み増しされる事態になっています。

このような動きもある中で村では、まず牛乳・乳製品の消費の落ち込み、輸入飼料の高騰などにより販売・経費の両面から影響を受けている酪農家及び販売収入に占める飼料費の割合が高い養鶏業について本定例議会において「酪農飼料価格高騰対策事業助成金」を交付すべく、補正予算を提案し、ご承認を頂いたところでです。

また現在、国においては「肥料価格高騰対策事業」として今年6月から10月までに注文した「本年秋肥」、令和4年11月から令和5年5月までに注文した「来春春肥」を対象に、化学肥料低減の取組みを行った上で前年度から増加した肥料費について、その7割を支援金として交付することとしており、北海道においても、「化学肥料購入支援金給付事業」として令和4年6月から令和4年12月までに1トン以上発注し、令和5年5月まで

に納品された化学肥料、1トンにつき3千125円を上限に給付することとされています。また、この他にも国においては肉用子牛奨励金制度の見直しや新たな酪農の緊急対策が講じられる報道もされているところです。

これらの国や道などからの支援策を活用することにより資材高騰の影響をどれほど抑えることができるのか、また、議員ご指摘のとおり、農畜産物価格へのコスト転嫁が難しい実状もあり、今後の持続的な農業経営は益々厳しい状況にあると考えられますが、長きにわたり築かれてきたこの更別農業を継続できるように関係機関の皆様と協議を進めていくことが必要です。

ご質問にある村独自の支援策については、まずは国や道の支援策について適正に対処し、そのうえで不足する点や効果的な施策について、過去の事例も参考にし、JA・関係機関との協議を重ね、有効な対策を考え必要に応じて実施して参りたいと考えております。

委員会レポート①

議会の閉会中、各常任委員会が実施した「所管事務調査」の結果を報告します。

総務厚生常任委員会

調査事項

更別村の非常災害時の対応について

調査期日

7月19日

調査結果

(1) 非常災害時への対応について

非常災害時の対応については「更別村防災計画」に基づき、「災害対策本部」を設置し実施することとしているが、



防災用倉庫の内部

防災指定避難所11施設中、非常用発電機の設置は福祉の里総合センターのみとなっている。

次に災害時対応としての備蓄食糧、避難用品については一定の基準に基づき社会福祉センター西側「防災用倉庫」に備えている。上更別地区においても上更別消防会館で備蓄品を保管している。

また、想定外の災害発生時については、災害時協定を締結した組織・企業・団体、更



昨年の暴風被害時に設置した「避難ルーム」(更別小学校体育館)

には自衛隊等への要請を行うこととしている。

高齢者・障がい者対応については、「更別村災害時避難行動要支援者避難支援計画」に基づき、村関係部局が避難行動要支援者名簿を作成し、情報集約を図っている。

以上、非常災害時の対応についての説明を受けるとともに、現地での「防災用倉庫」にて備蓄状況の確認を行った。

(2) 調査の結果による今後の対応について

昨今の災害状況を鑑みると、想定外規模での災害発生事例が多く、特に本村で課題となるのが、地震・台風による停電の長期化であり、特に厳冬期の停電は人命にかかわる問題であることから、早急な対応策を構築すべきである。加えて水道管の老朽化による生

の氾濫も懸念される。

そのためにも「計画樹立」に留まることなく、住民自ら命を守る行動指針が問われるため、行政区単位等を想定した「自主防災組織づくり」と「災害避難訓練」の実施につき、村の責任において取り組むべきである。

村は今後、平成30年に見直した防災計画について、その後、道の防災計画の見直しや、村の組織機構を見直したことから、令和4年度中に現在の計画を検証し、令和5年度中の改定を予定しているが、防災対策での最重課題は高齢者・障がい者の安全確保対策を含めた村民全員の安全確保のため、村職員のみではなく、防災に関する有識者、各行政区の代表者等を巻き込んだ住民参画型計画づくりとなるよう強く望むものである。

10/3

行政を動かす一般質問とは ～南十勝町村議会議員研修会～

10月3日、中札内村で「南十勝町村議会議員研修会」が開催され、本村の全議員7名をはじめ、南十勝4町村から36名の議会議員が参加しました。研修会は「行政を動かす一般質問のポイント」と題し、(株)地方議会総合研究所代表の廣瀬和彦氏による講演が行われました。

廣瀬氏はユーモアを交えながら、「議員は住民の代表であり、質問はわかりやすく」「執行機関が『検討する』と答弁した場合、その後の対応の確認が必要」など、基本的かつ技術的なポイントを話していました。



委員レポート②

産業文教常任委員会

調査事項

農作物の作況について

調査期日

8月26日

調査結果

春の播種作業は概ね順調に進み、気温は低温から平年並みに推移した。6月、7月の日照時間の不足と、7月から8月の多雨の影響が懸念されるが、作物の生育進度は平年並みの状況である。

秋まき小麦の収穫は好天の下、平年よりやや早く終了したが、収量については、令和2年度産並みの水準と推察されている。

馬鈴薯は、平年より生育にやや遅れがあり、茎の軟弱徒長による地際からの倒伏も発生した。現在収穫中であり、玉数は多いが小粒傾向となっている。

牧草は、6月上旬の遅れもその後は平年並みに回復し、1番牧草の収量、栄養価とも

にまずまずであったが、収穫時期の降雨の影響により、発酵品質が懸念されるところ。

サレイジ用とうもろこしは、軟弱徒長気味であったが概ね平年並みに推移、湿害によるごま葉枯病とすす紋病が一部圃場でみられ、懸念材料ではあるが、収量は平年並みが期待できるとの報告を受けた。

金時、手亡、小豆、大豆、甜菜の5作物については、現地調査で確認した。

(1) 金時 生育は平年並み。着莢数はやや多い。

(2) 手亡 生育は平年並み。着莢数はやや少なめ。

(3) 小豆 生育、着莢数ともに平年並み。

(4) 大豆 生育は平年並み。着莢数は多い。

(5) 甜菜 移植、直播ともに生育は平年並み。根周はともに平年をやや下回る。

調査の結果、豆類の一部では生長点が止まる等、葉数の減少傾向が確認された。また

議会日誌

8月

1日 十勝圏複合事務組合議会、十勝中部広域水道企業団議会、とちあ広域消防事務組合議会に議長出席

5日 どんぐり子供交流事業入村式及び対面式に議長出席

6日 どんぐり子供交流事業スタッフ歓迎会に議長出席

26日 産業文教常任委員会

9月

1日 更別村功労者表彰式に副議長出席

5日 議会運営委員会
12月20日 第3回議会定例会

16日 第70回更別村敬老会に議長出席

20日 議会運営委員会
27日 全員協議会

10月

3日 全員協議会
3日 南十勝町村議会議員研修会に全議員出席

7日 デジタル庁統括官他来村視察に議長出席

8月9日 全国和牛能力共進会陣中見舞いに議長出席

17月18日 国営事業「新更別地区」中央提案活動に議長出席

24日 更別スーパービレッジ構想事業の開始セレモニーに議長出席

25日 議会運営委員会
26日 広尾町議会議員等研修会に全議員出席



国営事業中央提案活動において、野中農林水産副大臣と面会

編集後記

▼村は今年開村七十五周年を迎えました。私たちは先人の弛まぬ努力により、今日の繁栄がある事を忘れてはなりません。更なる「ふるさと・さらべつ」づくりに全村民が結束されるよう期待します。

▼農作業も終盤に入りましたが、天候不順の影響を受け、主要作物の収量減少が予想され、かつ、最も注視すべき課題は世界的経済不安による諸資材等の高騰で、営農継続の危機に直面していることです。国・道・村は営農継続の支援対策を早急に講ずる必要があります。強く提言して参ります。

▼十月より「スーパービレッジ構想」事業の本格的実施に向け、一部サービスがスタートしましたが、いずれの事業も村民の理解・協力なしでは成し遂げる事が出来ません。行政は村民合意が図られるよう努力すべく期待します。

▼議会活動においては、コロナ禍により活動の自粛を余儀なくされていますが、議会中継及び議会広報をご活用されま

すようお願い致します。
(安村委員 記)